

令和 7 年 5 月 1 日

内部統制室	
内線	2 1 5 2
直通	092-643-3082
担当	黒石、吉崎

職員の処分について

本日付けで、下記のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせします。

記

第一

1 被処分者

福岡県土整備事務所 技術主査 ^{きくつぎ} 菊次 ^{ひでき} 英樹（48歳）

2 事実の概要

被処分者は、令和7年4月14日（月）正午頃から自宅で焼酎の水割りを5杯程度飲酒した。その後、同日午後2時50分頃、みやま市瀬高町において、酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、走行中の自動車2台に接触したのち、スーパーマーケットの駐車場に駐車していた自動車に接触し、駆け付けた警察官によるアルコール検査の結果、呼気から基準値を超える測定値（0.81mg/l）が検出され、同日午後3時25分、道路交通法違反（酒気帯び運転）容疑で逮捕された。

3 処分内容

免職

第二

1 被処分者

- （1）所属部 保健医療介護部（本庁）
- （2）職 級 係長級（企画主査）
- （3）年 齢 41歳（男）

2 事実の概要

被処分者は、令和7年4月4日（金）、福岡市中央区の飲食店3軒において翌日5日（土）の午前0時30分頃まで飲食した。その後、レンタルした電動キックボードを酒気を帯びた状態で運転し、福岡市早良区において一時停止違反で呼び止めた警察官によるアルコール検査の結果、呼気から基準値を超える測定値（0.58mg/l）が検出され、道路交通法違反（酒気帯び運転）容疑で検挙された。

3 処分内容

停職 10月